

## 第1セッション第1報告

### 国際法研究・教育におけるグローバリゼーションへの対処 —国際法協会「国際法教育」委員会における経験を手がかりとして—

法政大学：森田 章夫

#### 1 はじめに

ご紹介いただきました法政大学の森田でございます。私からは、「国際法研究教育におけるグローバリゼーションへの対処—国際法協会、国際法教育委員会における経験を手がかりとして—」というタイトルで報告させていただきます。

トップバッターかつ前座として重要なのは、時間を厳守することでございますので、内容的にやや物足りない点がございまして、くれぐれもご海容のほど、よろしくお願ひいたします。

まず、本報告は、国際関係法のうち、私の専門の観点から、内容的に国際法に限定させていただきました点も、これもご了承いただければ幸甚でございます。

International Law Association (ILA)、すなわち国際法協会は、最も伝統ある国際関係法における国際学会の一つでございますが、Teaching of International Law Committeeを設置いたしました。委員でもある広部和也成蹊大学教授に加えまして、私が日本から数年前から代理委員として対応しておりましたけれども、日本支部のご了承を得て、国内委員会を設置し、以下のものを作成しました。それが How to find materials on public international law for research and education (以下、How to find materials と省略)でございます。

画面に映りました様なものでございますので、また先生方もご利用いただければというふうに思う次第でございます。サイトの方は、

[http://www.ilajapan.org/doc/teaching/Research\\_and\\_Education.htm](http://www.ilajapan.org/doc/teaching/Research_and_Education.htm) (2011年10月現在)でございますので、ご覧いただければと思います。本資料は今日の膨大な国際法情報の中から研究教育にとって重要なツールを明らかにしようとするものでございます。メンバーはTeaching of International Law Committeeの委員でもある広部和也成蹊大学教授に加えまして、私、青木節子慶応大学教授、濱本正太郎京都大学教授、西村弓東京大学准教授、新井京同志社大学教授、岡松暁子法政大学准教授のメンバーでございました。ご協力いただいた先生方にはこの場を借りて厚く御礼申し上げます。これを作成した問題意識は急激に変化する国際法研究、教育の手法にどう対処するかということでございました。その背景の動機ともなった問題の一部を、本日は少し詳細に紹介することといたします。

#### 2 グローバリゼーション—インターネットの巨大な影響—

それでは、次に2に移らせていただきます。

ご案内のとおり、コンピュータの普及にともない巨大データ・ベースが次々と登場いた

しました。インターネットは、これを加速させたということができるでしょう。日本語のものにつきましては、皆様ご案内のとおりかと存じますので、本報告では、特に外国のもの、更に国際法に特に関連するものを重点的に紹介いたします。

有料のものとしては、国際法に限定されませんが、英米法などでは、West、LexisNexisなどが先行しましたがけれども、Hein Online 等が巨大な情報量を持っている点は、これもまたすでに、ご案内のことかと存じます。

特に無料のものとしては、まずもって国連を挙げなければならないと考えられるところでございます。How to find materials でも取り上げているところでございますが、例えば文書検索につきましては、現在、大変便利なサイトとして、ドキュメントの検索が非常に簡単になったポータルサイトができています。文書番号がわかれば、ここに挿入することで、簡単に検索ができるという状況になっています。

その他の国際法関連サイトとして、一番使いやすいものだけを紹介させていただきます。国際法委員会のホームページ(<http://www.un.org/law/ilc/index.htm>)を經由いたしますと、国際法関係の重要な資料・文献に簡単に到達することができます。すなわち、このサイトの“Related web sites”を開けますと、画面のように膨大な情報が整理されて並んでおりまして、これは非常に簡便なものでございます。これらは国連により、国連文書のオンライン上のデータ化が急速に進められているということの証左でございます。

また国家実行を知る上で重要な、各国外務省ホームページは、個別には紹介いたしません、かなりの情報量を持ち、極めて重要なものとなっております。更に、各国図書館その他により、紙媒体のネット公開が急速に進行して参りました。ここでは現在、非常に便利なものだけご紹介させていただきますと、第一にフランスの国立図書館のガリカ (Gallica: <http://gallica.bnf.fr/>) のものです。第二に、インターネットアーカイブと呼ばれるものです(Internet Archive: <http://www.archive.org/index.php>)。第三に Google ブックス ([http://books.google.co.jp/books?source=gbp\\_hp\\_logo](http://books.google.co.jp/books?source=gbp_hp_logo))、これは今画面では、日本語のサイトですけれども、海外のものもちろん参照できます。この3つのサイトを、本日は紹介させていただきます。これらによって、特に著作権の切れた書籍を中心といたしまして、容易にアクセスできるようになってきたということでございます。

### 3 インターネットによるグローバリゼーションの光と闇

さて、このようなインターネットの巨大な影響は何をもたらしたかということが問題になるわけですが、それを次に、ここでは、インターネットの影響を長所と短所に分けて説明・検討させていただくことといたします。

#### 3. 1 長所－「光」－

まず3-1の長所、すなわち光の部分でございます。これは特に無料データ・ベースについて言えることと考えられます。その長所の一つは、格差の是正であり、これには、国

際法で考えますと、国家間格差、大学間格差等という、異なるものがあるかと思いますが、それらに代表される様々なものが含まれるということになります。特に日本で言えば、大規模大学と中小規模の大学、あるいは法学部を持つ大学と、法学部を持たない大学間で、研究環境の格差是正の効果となって現れていると考えられます。私自身も、近似は大規模大学の図書館や、国連寄託図書館等のお世話になることがめっきり減ったという実感を持っている次第でございます。

先に紹介したデータ・ベース以外に、このような目的、特に国家間格差の是正かと思えますけれども、これを担うことを明確に意識したと見えるものとして、**The United Nations Audiovisual Library of International Law** といったものもでございます。これは各国の国際法学者の講義でありますとか、重要論点に関する研究や文書の体系化を進めているものでございます。**Lecture Series** が、最初は有名でしたが、それだけではなくて、**Historic Archives** や **Research library** で、これは日進月歩で文書が増えているわけでありまして。今日お集まりの先生方のうち何人かの方は、既にこの **Lecture Series** でのビデオにご協力されている先生方もいらっしゃるかと思います。レクチャー自身は、日本の国際法学のレベルからすると、語学の訓練にはなろうかと思えますけれども、極めて高度なものはそう多くはございません。しかし、途上国にとっては違う意味も持つだろうと考えられるわけでございます。ですから、日本の研究レベルからいたしますと、むしろ、この **Historic Archives** や **Research library** で、非常に体系的に文書が整備されつつあるということは、極めて注目される点かと思えます。

次には、研究スピードの加速を進めるものであるということもできるかと思えます。近時、データ・ベースを加工し、テキストファイル化（PDF ファイル上にテキストファイル載せること）が進展しております。これに加えて検索ツールの進化というものが進んでおりまして、包括的かつすばやい検索を可能とし、研究のスピードが速まってきたと考えられます。

論文データ・ベースと検索については、有名なサイトを一つだけ紹介いたしますと、これも研究者のほうでは周知の事実でありますけれども、国際司法裁判所の図書館によって運営されるこのサイト(<http://catalogue.ppl.nl/>)で論文検索などをいたしますと、かなりの量のもので出てきます。このサイトは遡及入力をしておりますので、ますます便利になりつつあり、極めて優秀なサイトということが言えるわけでありまして。また **Google** に代表される各種検索エンジンのいわば威力については、説明するまでもないと言えるわけでございます。

### 3. 2 問題点－「闇」－

しかしこれと逆に、インターネットやそれによってもたらされる情報につき、問題点＝闇の部分がないわけではございません。ここでは4つの問題を取り上げることといたします。

最初は、「情報の洪水」という問題でございます。これは、従来とは異なり、あまりにも情報が多すぎて、どうやって的確な情報を選別するのかという判断に困るという問題でございます。そのため、どの情報が大事かという選別方法が必要となると考えられます。

次は、「紙媒体の衰退」という問題でございます。これは、世の中でも一般的に起こっている問題でもございますけれども、国際法分野においては、この問題を先取りするかのようには深刻な問題が発生しております。すなわち、紙媒体が出版されない、出版が大幅に遅れる、あるいはすぐに **Out of print** になるというような問題でございます。例えば、国際法の基本文献である国際司法裁判所の判例集、**I.C.J. Reports** や、国際法委員会の報告書である **Yearbook of International Law Commission** の発行が、国連の財政難もあって非常に遅れ、また発行部数が極めて限定される等の問題が生じております。そのため、最新の情報はインターネットを通じてのみしか入手できないという現象が発生しているわけでございます。加えて、紙媒体の入手が絶対的に困難、あるいはインターネット情報と比較して相対的に困難という状況が、少しずつ進展するにつれて、紙媒体の過小評価という現象が序々に進行しているようにさえ見えるわけでございます。しかし依然として紙媒体は重要な情報源として無視できないことも確かでございます。

更にこのことは先ほど述べたこととは逆説的でございますけれども、格差が拡張することもございます。すなわち、インターネットにアクセスできるかどうかという点での格差の問題でございます。これには、そもそもパソコン、インターネット環境に接しうるかという問題で、日本では、ご年配の方以外は、現在では少し考えにくくなりつつあるかもしれませんが、途上国では大きな問題となりうるわけでございます。更に、日本においても問題なのは、有料データ・ベースを支払えるかという問題でございます。この有料データ・ベースは、近時のものを見ますと、検索が容易に可能という特色を備えているものが多いと感じられるところでございます。しかし、近時のデータ・ベースについては、紙媒体と比べて極めて高額なものも多く、日本の多くの大学でも、手が出ないというようなものが多いのではないかと想像されるわけです。私の所属大学の経験ですと、既に同じ紙媒体があるので、それに加えて、あるいはそれと差し替えてデータ・ベースを購入するかどうかには、かなり大きな政策判断が必要になってくるというところでございます。

最後に、極めて国際法的な問題ながら、深刻な問題として、言語間格差の問題を取り上げます。

今日、英語の圧倒的優位につきましても、一般社会についても語られることですが、国際法分野でも、その拡張傾向にあると言えるでしょう。例えば、インターネット上の論文数の圧倒的な量的優位に加えて、英語媒体については、データ・ベース化の早さが顕著に見られるところでございます。これは国連のサイトにおいても、同じような現象が起こっております。

他方、他の言語を見ますと、国際司法裁判所や国際海洋法裁判所で公用語とされているのが英語とフランス語であり、フランス語は、外交の共通語であったかつての地位を失っ

たとはいえ、制度的に優位が保たれております。またその以外の国連公用語、すなわちスペイン語、アラビア語、中国語、ロシア語についても、時期的には問題がございますけれども、国連文書がそれらの言語として翻訳される保障があり、インターネットを通じて簡単にアクセスできることとなります。しかし、国連公用語でさえない言語については、今後、その地位が相対的に低下するということが予想されます。

結びに代えて

それでは、「結びにかえて」に入らせていただきます。

これまで述べたような様々な問題に対処する、少なくとも先駆けとして、最初に述べさせていただきました **How to find materials** を作成したわけでございます。もちろん、ここでもまだ補充が望ましい分野もあり、加えて研究の進展と共に、アップ・デートを余儀なくされるというのは当然の性質のものでございます。そのため、現在、この将来の作業を国際法学会にお願いしているところでございます。インターネットは、そのコンテンツと相まって、研究、教育にかつて無いほどの大きな影響を与えたことは、誰もが否定できないことではございません。特に国際法においては、国際競争が一層厳しくなっているという中で、万能薬ではないにせよ、柔軟かつ機動的に、紹介させて頂きましたような事態に対処することが、継続的かつ真摯に求められているのではないかと、というのが本報告の趣旨でございました。

簡単ではございますが、時間を厳守できました点、ご協力、ご静聴ありがとうございました。